

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第78号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（令和3年岩手県規則第80号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
(賦課徴収に係る書類の様式等) 第34条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。	(賦課徴収に係る書類の様式等) 第34条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。																								
<table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書 類</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>9 法第11条の9第3項</td><td>[略]</td></tr><tr><td>10 政令第6条の2の2</td><td>[略]</td></tr><tr><td>11 政令第6条の2の3（政令第6条の7第4項において準用する場合を含む。）</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	条 項	書 類	[略]		9 法第11条の9第3項	[略]	10 政令第6条の2の2	[略]	11 政令第6条の2の3（政令第6条の7第4項において準用する場合を含む。）	[略]	[略]		<table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書 類</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>9 法第11条の10第3項</td><td>[略]</td></tr><tr><td>10 政令第6条の2の3</td><td>[略]</td></tr><tr><td>11 政令第6条の2の4（政令第6条の7第4項において準用する場合を含む。）</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	条 項	書 類	[略]		9 法第11条の10第3項	[略]	10 政令第6条の2の3	[略]	11 政令第6条の2の4（政令第6条の7第4項において準用する場合を含む。）	[略]	[略]	
条 項	書 類																								
[略]																									
9 法第11条の9第3項	[略]																								
10 政令第6条の2の2	[略]																								
11 政令第6条の2の3（政令第6条の7第4項において準用する場合を含む。）	[略]																								
[略]																									
条 項	書 類																								
[略]																									
9 法第11条の10第3項	[略]																								
10 政令第6条の2の3	[略]																								
11 政令第6条の2の4（政令第6条の7第4項において準用する場合を含む。）	[略]																								
[略]																									
2～15 [略]	2～15 [略]																								
備考 改正部分は、下線の部分である。																									

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。